

令和 3 年度第 1 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 3 年 9 月 2 8 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3 5 5 3〕

① 件 名
石巻市オリーブ加工施設の活用について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 半島沿岸部の低平地を活用し新たな特産品を創出するため、平成 2 7 年度からオリーブの実証栽培に取り組んでおり、平成 2 8 年にオリーブの果実が結実することが実証された。 その後、実証栽培の目標栽培本数とする一経営体の採算ベースの本数まで増やし、栽培を継続した結果、搾油が可能な収穫量に達したことから、令和元年度にオリーブ加工施設を整備している。</p> <p>【目的】 本市の地域の宝となる新たな特産品の研究・開発を行うことにより、基幹産業である農林水産業の振興を図るため、栽培技術の習得と生産体制の確立を目指し、市のオリーブ加工施設を市内の農業法人等が活用し、高品質かつ国産オリーブ北限の地としての付加価値をプラスした新たな特産品の創出を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号） 地域再生法施行令（平成 1 7 年政令第 1 5 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 3 節 魅力的な農林畜産業の振興 4 石巻産農畜産物のブランド化を推進する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 7 年～平成 3 0 年 4 月 北上・河北地区に 1, 5 2 0 本の苗木を定植 平成 2 9 年 1 月 石巻市北限オリーブ研究会が発足 1 1 月 オリーブの果実 4. 7 0 kg を収穫 平成 3 0 年 1 1 月 オリーブの果実 8 3. 6 3 kg を収穫 平成 3 1 年 1 月 平成 3 0 年度第 1 9 回庁議付議 (審議事項) 地域再生計画(北限のオリーブ加工施設整備計画)について (報告事項) 北限のオリーブ実証栽培に伴う加工施設の整備について 令和 元年 1 1 月 オリーブ加工施設完成 オリーブの果実 1 0 5. 4 4 kg を収穫、搾油量 2. 0 0 令和 2 年 1 1 月 オリーブの果実 5 1 9. 3 0 kg を収穫、搾油量 4 0. 4 0 令和 3 年 9 月 石巻市オリーブ事業の民間移行に係る公募型プロポーザル実施</p>
⑤主な内容
<p>これまで、オリーブ事業は、地域の宝となる新たな特産品の研究開発を目的として、栽培技術の習得から生産体制の確立を目指し、本市直轄で実証試験栽培を行ってきた。 今回、公募型プロポーザルによって後継法人が選定され、オリーブ樹木とオリーブ加工施設を活用した生産から販売まで一貫生産体制を確立する準備が整ったこと、また、オリーブ栽培が普及してきており、今後、一般のオリーブ栽培者の利用も考えられることから、施設の利用に関し、必要な事項を以下のとおり定める。</p>

〔加工施設を構成する施設〕

- (1) 事務室（展示販売）、更衣室、休憩室及びトイレ、(2) 前室（選果・計量）、(3) 搾油室、(4) ろ過室、(5) 充填室、(6) パッケージ室、(7) 資材倉庫、(8) パウダー加工室、(9) 塩漬加工室

（使用者）

加工施設を使用することができる者は、オリーブ搾油技術を備えた市内の農業法人で、石巻市オリーブ事業の民間移行に係る公募型プロポーザル選定委員会における公募型プロポーザルにより選定された事業者とする。ただし、加工施設を構成する施設のうち(3)から(7)までの施設以外の施設を使用する場合はこの限りではない。

（実費負担）

加工施設の使用に伴って発生する水道光熱費等の経費は実費負担とし、別に定めるものとする。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

実証試験栽培として取り組んでいるオリーブ栽培について、継承事業者が公募により選定されたことから、加工施設を活用することでオリーブオイル、オリーブの塩漬け、葉のパウダー等の加工製品の生産・販売が可能となり、オリーブ栽培の普及促進が期待される。

また、地域ブランドを確立し、高品質かつ国産オリーブ北限の地としての付加価値をプラスした商品を販売することにより、地域ブランドとしての新たな特産品が創出され、石巻地域全体の地域活性化が図られる。

【市財政への負担】

一般財源（施設維持管理経費） 5 7 6 千円

⑦他の自治体の政策との比較検討

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和3年10月 石巻市オリーブ加工施設管理運営要綱制定
（施行予定年月日：令和3年10月1日）
10月1日 選定法人とオリーブ定植地等賃貸借契約
10月下旬～
11月上旬 加工施設でオリーブの搾油
11月下旬 オリーブオイル等製品化

⑨その他